

国際核融合エネルギー研究センターの活動支援及び原型炉研究開発調
査に關わる労働者派遣契約
仕 様 書

令和 7 年 12 月

国立研究開発法人量子科学技術研究開発機構
六ヶ所フュージョンエネルギー研究所
核融合炉システム研究開発部 BA 計画調整グループ

1. 件名

国際核融合エネルギー研究センターの活動支援及び原型炉研究開発調査に関する労働者派遣契約

2. 目的

国立研究開発法人量子科学技術研究開発機構（以下「量研」という。）では、日欧協力の下の幅広いアプローチ活動（以下「BA活動」という。）に基づき、量研六ヶ所フュージョンエネルギー研究所に国際核融合エネルギー研究センター（以下「IFERC」という。）を整備し、核融合原型炉（以下「原型炉」という。）に向けた総合的な研究開発を実施している。

IFERC活動は、事業長を含む IFERC 事業チームの下、日欧両実施機関との調整・会合・共同作業により実施されている。また、原型炉開発は、原型炉の設計、必要な研究開発、炉心プラズマ研究、理論・シミュレーション研究、ITER遠隔実験センターにおける情報科学に関する研究などの広範な分野での総合的な研究開発が必要である。

本仕様書は、日欧の要員で構成される IFERC 事業チームにおける IFERC 活動の実施計画・日欧協議・技術打合せの支援業務、関連する必要な技術文書及び発表資料の作成支援業務、及び原型炉研究開発のための、炉心プラズマ、理論・シミュレーション、情報科学、炉工学の調査・検討に関する業務に従事する労働者の派遣について定めたものである。

3. 業務期間、業務時間、人員

(1) 業務期間 令和8年4月1日～令和9年3月31日

(2) 業務時間 原則として、月曜日、火曜日、金曜日（祝日、年末年始（12月29日～1月3日）及び量研の指定する日を除く。）とし、変更がある場合は前の週までに勤務計画を通知する。

9:00～17:30（休憩 12:00-13:00）

必要に応じ、業務時間外であっても業務を実施する場合がある。

なお、業務時間外の労働の対価は、別途精算払いを行う。

派遣者が在宅勤務をする場合には、原則として就業時間外勤務及び出張・外勤を認めない。

(3) 人員 1名

（派遣労働者が不測の事態により業務に従事できず、業務に支障を及ぼすと認められる場合は、代替要員を配置させるなど、担当職員と協議のうえ必要な処置を講じること。）

4. 就業場所

青森県上北郡六ヶ所村大字尾駒字表館 2-166

量研 六ヶ所フュージョンエネルギー研究所
核融合炉システム研究開発部 BA 計画調整グループ
電話番号：0175-71-6712
ただし、必要に応じて派遣労働者の自宅等

5. 組織単位

六ヶ所フュージョンエネルギー研究所 核融合炉システム研究開発部 BA 計画
調整グループ

6. 指揮命令者

六ヶ所フュージョンエネルギー研究所 核融合炉システム研究開発部
BA 計画調整グループリーダー

7. 業務内容

本作業は、IFERC のための事業チーム活動の支援に関する業務、及び原型炉開発のための炉心プラズマ、理論・シミュレーション、情報科学、炉工学に関する調査、検討業務を行うものとする。

(1) IFERC 事業チームの活動支援に関する業務

IFERC 事業チームの活動に係る業務を推進するため、実施計画、国際及び国内協議・技術会合を支援し、これらに必要な技術文書及び発表資料の作成支援業務を実施する。会合及び文書の使用言語は英語とするが、量研による指示により日本語とする場合もある。文書及び発表資料は量研が指示する形式 (MS-Word, MS-Excel, MS-PowerPoint 等) で作成すること。量研の指示に基づき、会合への出席、出張を求めることがある。想定する会合は以下のとおり。

- IFERC 事業委員会 (年に 1 - 2 回)
- IFERC に関わる技術会合 (年に 1 - 2 回程度)
- IFERC と ITER 機構の共同研究に関わる会合 (年に 1 回程度)
- その他量研が出席を指示する会合 (IFERC のための共同研究の打合せなど。年に 1 回程度を想定。)

(2) 原型炉開発のための調査・検討に関する業務

原型炉研究開発のために必要な原型炉開発に関連する炉心プラズマ、理論・シミュレーション、情報科学、炉工学の研究開発状況、関連する科学技術を調査・検討し、BA 計画調整グループにおける原型炉関連業務を支援する業務を実施する。量研の指示に基づき、会合への出席、出張を求めることがある。想定する会合は以下のとおり。

- 原型炉開発のための共同研究に関する会合 (年に 1 回程度)

(3) 上記と密接不可分・一体的に行われる付随業務で、派遣労働者の就業場所において自他の業務に関わりなく派遣労働者の業務とされているもの。

8. 派遣労働者の要件等

① IFERC 事業チームの活動支援に関する業務について

- ・核融合研究開発での業務経験、及び、業務上の言語が英語である国際事業での業務経験があり、専門的な内容を含む国際的業務を円滑に遂行する能力、核融合原型炉開発に関する必要な知識を有していること。

②原型炉開発のための調査・検討に関する業務について

- ・核融合分野における炉心プラズマ、理論・シミュレーション、情報科学、炉工学に関する研究的資料、技術的資料を理解し、調査・検討作業等のサポート、報告書作成を行う技能を有していること。

③その他

- ・量研担当者の技術的な指示や既存の各種資料を十分理解できるとともに、自らが有する専門知識を使って図面や文書を具体化し作成、編集、応用展開等を行う技能を有していること。工学（理学）博士号相当の能力、研究開発に関する経験、実績を有していること。業務全般を英語で遂行する能力を有していること。

9. 派遣労働者が従事する業務に伴う責任の程度

役職なし

10. 派遣労働者を受注者における無期雇用者若しくは 60 歳以上の者に限定するか否かの別 :

派遣労働者を「無期雇用派遣労働者、60 歳以上の者いずれにも限定しない」

11. 服務等

- ・一般健康診断については、派遣元が負担すること。
- ・派遣労働者は、食堂、更衣室、駐車場を利用できる。
- ・在宅勤務において、通信費・水道光熱費その他費用については派遣元又は派遣労働者の負担とする。

12. 提出書類 派遣労働者決定後、下記の書類を提出すること

（部数：次の提出先に各 1 部、提出先：「指揮命令者」及び「派遣先責任者」）

- (1) 労働者派遣事業許可証（写）（契約後）
- (2) 派遣元の時間外休日勤務協定書（写）（契約後）
- (3) 派遣元責任者の所属、氏名、電話番号（契約後及び変更の都度速やかに）
- (4) 派遣労働者の氏名等を明らかにした労働者派遣通知書（契約後及び変更の都度速やかに）
- (5) 派遣労働者の社会保険、雇用保険の被保険者資格の取得を証する書類（契約後及び変更の都度速やかに）

※届出日付又は取得日付を含む。ただし、不要な個人情報は黒塗りとすること。

- (6) その他契約上必要となる書類

※上記（4）の書類には、派遣労働者の氏名、及び性別の記載を含むこと（派遣労働者が45歳以上である場合はその旨（60歳以上の場合はその旨）、18歳未満である場合にあっては、年齢を記載すること。）また、派遣労働者についての健康保険、厚生年金保険及び雇用保険の被保険者資格取得届の提出の有無に関する記載及び派遣元において無期雇用であるか否かの別、協定対象派遣労働者に限定するか否かの別についての記載を含むこと。

1 3. 検査条件

毎月履行完了後、量研職員が、所定の要件を満たしていることを確認したことをもって検査合格とする。

1 4. 派遣先責任者

量研 六ヶ所フュージョンエネルギー研究所 管理部庶務課長

1 5. その他

- (1) 派遣期間終了後、派遣労働者を直接雇用する場合は、事前に派遣元に通知するものとする。
- (2) 量研の業務の都合により本仕様書に定める業務場所以外（海外含む。）での出張等を命ずることがある。この場合の出張旅費等については、別途精算払いを行う。
- (3) 派遣元は、量研が量子科学技術の研究・開発を行う機関であるため、高い技術力及び高い信頼性を社会に求められていること、また、国際協力で進められるITER計画の極内機関及びBA活動の実施機関に指定されていることを認識し、量研の規程等を遵守し安全性に配慮して業務を遂行しうる能力を有するものを従事させること。
- (4) 派遣元は、派遣者に欠勤が生じるときは直ちに量研に連絡するものとし、速やかに代替要員を派遣すること。
- (5) 派遣労働者は量研が伝染性の疾病（新型インフルエンザ等）に対する対策を目的として行動計画等の対処方針を定めた場合は、これに協力するものとする。
- (6) 自家用自動車又は送迎による通勤が可能なこと。

(7) 派遣労働者が在宅勤務をする場合、量研の情報セキュリティ管理規程、情報セキュリティ対策基準その他関連規程に定める内容を遵守すること。

また、特に次の事項に注意しなければならない。

- ① 在宅勤務の際に作成した成果物等を、量研外の者が閲覧、コピー等しないよう最大の注意を払うこと。
- ② ①に定める成果物等は紛失、毀損しないように厳格に取り扱い、確実な方法で保管及び管理すること。

16. グリーン購入法の推進

- (1) 本契約において、グリーン購入法（国等による環境物品等の調達の推進等に関する法律）に適用する環境物品（事務用品、OA機器等）が発生する場合は、これを採用するものとする。
- (2) 本仕様に定める提出書類（納入印刷物）については、グリーン購入法の基本方針に定める「紙類」の基準を満たしたものであること。

17. 協議

本仕様書に記載されている事項及び本仕様書に記載のない事項について疑義が生じた場合は、量研と協議のうえ、その決定に従うものとする。

以上

（要求者）

部課（室）名：BA 計画調整グループ
氏名：宮戸 直亮